

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）における課税標準の特例

対象資産		減免 期間	特例 割合	対象となる 取得時期	添付書類
家庭的保育事業の用に供する 固定資産 ----- 地方税法第 349 条の 3 第 27 項		無制限	1/2	無制限	家庭的保育事業の認可を得たことが確認できる書類の写し
居宅訪問型保育事業の用に供する 固定資産 ----- 地方税法第 349 条の 3 第 28 項		無制限	1/2	無制限	居宅訪問型保育事業の認可を得たことが確認できる書類の写し
事業所内保育事業の用に供する 固定資産 ----- 地方税法第 349 条の 3 第 29 項		無制限	1/2	無制限	事業所内保育事業の認可を得たことが確認できる書類の写し
水質汚濁防止法の特定施設に係る 污水又は廃液処理施設 ----- 地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号		無制限	1/3	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日	特定施設設置（使用、 変更）届出書の写し
下水道除害施設 ----- 地方税法附則第 15 条第 2 項第 5 号		無制限	4/5	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日	除害施設の設置（変 更）届の写しなど
太陽光 発電設備	出力 1,000Kw 未満 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 1 号イ	3 年度分	2/3	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日	再生可能エネルギー 事業者支援事業費補 助金交付決定通知書 の写しなど
	出力 1,000Kw 以上 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 2 号イ		3/4		
風力 発電設備	出力 20Kw 未満 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 2 号ロ	3 年度分	3/4	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日	再生可能エネルギー 発電設備の認定通知 書の写しなど
	出力 20Kw 以上 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 1 号ロ		2/3		
水力 発電設備	出力 5,000Kw 未満 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 3 号イ	3 年度分	1/2	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日	再生可能エネルギー 発電設備の認定通知 書の写しなど
	出力 5,000Kw 以上 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 2 号ハ		3/4		

対象資産		減免 期間	特例 割合	対象となる 取得時期	添付書類
地熱 発電設備	出力 1,000Kw 未満 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 1 号ハ	3 年度分	2/3	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日	再生可能エネルギー 発電設備の認定通知 書の写しなど
	出力 1,000Kw 以上 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 3 号ロ		1/2		
	出力 10,000Kw 未満 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 3 号ハ		1/2		
	出力 10,000Kw 以上 20,000Kw 未満 ----- 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 1 号ニ		2/3		
水防法に規定する地下街等浸水防止 設備 ----- 地方税法附則第 15 条第 28 項	5 年度分	2/3	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日	浸水防止計画書の写 しなど	
企業主導型保育事業の用に供する 固定資産 ----- 地方税法附則第 15 条第 32 項	5 年度分	1/2	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日	企業主導型保育事業 の助成決定の写し	
長寿命化に資する大規模修繕工事を 行ったマンション（区分所有家屋） ----- 地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項	1 年度分	1/3	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日	長寿命化に資する大 規模修繕工事である ことの証明書など	

(令和 5 年 7 月 1 日現在)